

第2回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
1	5	3	制度上では「介護予防」という用語を使用しますが、比較のお元気な高齢者にとってはネガティブなイメージがあるのかもしれませんが、「運動」などの用語を前面に出すことはできますか？。またお世話役は負担に感じるようです。企画・運営(お世話役)がないと事業としては、推進は難しいのでしょうか？	フレイル予防の三要素の一つとして「運動」がありますので、前面に出すことは可能であります。「栄養」「社会参加」も併せて打ち出す必要があると考えます。また、「通いの場」等については、住民主体の活動であることも重要です。そのため、企画・運営を担う方の存在は必要不可欠であると考えます。今後も生活支援コーディネーターによる側面支援を引き続き行い、企画・運営を担う方の負担感の軽減につなげていく必要があります。
2	5	16(20)	市の高齢者施策の周知強化について:ヤングオールドやスマホの活用により意欲的な人へのIT促進と同時に、紙媒体(『高齢者サービスの手引き いきいき』など)をさらにわかりやすく編集されてはいるでしょうか？(例 特別養護老人ホームの所得別のおおよその利用料 約〇〇円～〇〇円程度 をいくつかのパターンで示すなど)。サービスに関する情報をわかりやすく表示することで、ケアマネジャー等の負担軽減にもつながると考えます。	市の高齢者施策の効果的な周知・広報や分かりやすい情報提供については、引き続き努めてまいります。あわせて専門部会の皆さまにもご議論いただきたいと考えております。
3	5	22	認知症相談事業の認知度が低いとのこと。例えばバスなどにサービス情報の掲示をすることは制度上可能でしょうか？認知度の促進には効果的でしょうか？	バス等の公共交通機関や媒体への広告出稿については、選択肢の一つとしては可能です。論点④でインターネットやSNSの活用を記載、また、在宅介護・地域包括支援センターのヒアリングで広報が課題として出ており、効果的な広報については、専門部会で議論いただきたい内容の一つです。

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
4			認知症高齢者は2025年には700万人と推計されています。武蔵野市は早くから新オレンジプランに取り組んでいることを評価しています。様々な計画は立派ですが、具体的、積極的な対応があまり感じられません。来るのを待っているというように思えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、相談事業の充実、普及啓発の推進、在宅生活の支援を3つの柱として、認知症高齢者ケアを推進してきました。 ・実態調査では認知症相談事業の認知度が低いというご指摘もいただいております、広報や周知の工夫が必要だと考えております。
5			「認知症高齢者見守り支援ヘルパー」については、介護保険給付のヘルパーや事業所から疑問が出ています。なぜだかわかりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り支援ヘルパー事業のご意見については、実態調査から、「ハードルが高く使いにくい」「参入会社を増やしてほしい」「軽度認知症の方が気軽に利用できるようにしてほしい」などのご意見をいただいております。 ・また、平成30年に介護保険制度における訪問介護のサービス行為ごとの区分が一部改正され、認知症の方への見守りの支援も一部認められるようになり、本事業との調整が必要となりました。 ・本事業は介護保険制度では対応できない、認知症の方の生活の質の向上のための支援を行っており、皆様のご意見を伺いながら、本事業を継続していきたいと考えております。
6			介護保険ではなく、日常生活支援事業となっていますが、利用するのは介護保険認定を受けている人だと思います。ヘルパーはおそらく福祉公社ホームヘルプセンターの人かと思いますがいかがですか、行政がヘルパーの仕事の独占ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り支援ヘルパーは、要件としては介護保険認定を受けていない人も対象ですが、実際の利用者は、介護保険認定を受けている方が多い状況です。 ・現在、認知症高齢者見守り支援ヘルパーの実施主体は、公益財団法人武蔵野市福祉公社となっていますが、今後に向けて、サービス利用者の増加及び担い手不足を考慮する必要があると考えています。

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
7			認知症の症状は様々ですが、どのようなヘルパーが選ばれているのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り支援ヘルパーの研修を受講した方が、ヘルパーとして従事しています。 ・本サービスの利用希望者には、在宅介護・地域包括支援センターの職員が訪問調査を実施し、また、ホームヘルプセンターは、在宅介護・地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに本人の認知症の症状等を確認した上で、必要な支援を提供しています。
8			民間事業者に広げるのであれば、事業所のサ責は「キャラバン・メイト養成研修」修了者の資格を持っている、担当するヘルパーは「認知症サポーター養成講座」を受けている。などの支援をしないと、今後増加する団塊世代の認知症対応ができるヘルパーが育たないと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただいたとおり、民間事業者に広げる場合、認知症対応するための知識を備えることが必要だと考えております。 ・現在は、認知症高齢者見守り支援サービスの研修を受講し、研修において、必要な知識の習得をしております。
9			武蔵野市では、どの程度の病状の人を認知症対応が必要と考えているのでしょうか？病名として認知症とされる、アルツハイマー病型認知症、レビー小体型認知症、脳血管障害認知症など病院で診断を受けて病名を認知症とされた方ですか？簡単に「認知症があります」と言われますが、ハラスメントではないかと思うことがあります。個人の性格もあります。基準は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・市や在宅介護・地域包括支援センターは、認知症の鑑別診断の受診の有無、病名を問わず、認知機能が低下している方や認知症の疑いがある方などのご本人、ご家族またはその支援者が、その影響により日常生活に困難を抱え、支援を必要と判断した時に関わるケースが多いです。 ・市や在宅介護・地域包括支援センターが、認知症のある方の対応が必要と考えた方でも、本人の拒否等によりサービスにつながらないこともあり、対応ができない場合も、本人または家族と関わりが途切れないよう対応しています。 ・認知症があることを本人に伝えるにあたっては、医師やご家族等による配慮も必要だと思われます。特に軽度認知障害(MCI)の方は、日常生活に支障はありませんが、約5年でその半数以上が認知症に進行するといわれています。一方、MCIの段階で適切な予防や治療を行えば認知症の発症を遅らせることができるともいわれています。 ・支援するうえでは、その方のお困りごとや、状況に寄り添った支援を心がけています。

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
10	30		<p>ここでは医療連携にICTのさらなる活用促進とありますが、他市と違って紙ベースで実績報告を行っている武蔵野市介護予防、総合事業の実績報告をICT化する事は検討されているのでしょうか。ケアプランデータ連携の構築を推進している中、保険者とし今後、どのような方針を検討されていますか。</p>	<p>・ケアプランデータ連携システムの導入に向けて、各種介護サービス事業所へ積極的に情報提供等を行ってまいります。 ・また、介護予防支援や介護予防ケアマネジメント(総合事業)について、現行のケアプランデータ連携システムには、委託元と委託先の間での情報連携機能がないため、厚生労働省や国民健康保険中央会における今後のシステム改修の動向を注視していきます。</p>
11	35		<p>1)ケアマネジャーの高齢化が進み、ケアマネジャーの数、事業所が減っている中、ケアマネジャーのバーンアウトの予防・人材確保について、Reスタート支援金以外、武蔵野市はどのようにお考えでしょうか。民間と一体となって人材を育てるとか… 2)ケアマネジャーの業務負担について教えてください。 ○介護予防、総合事業の6カ月毎の担当者議の開催(他市は1年に1回) ○市内全ケアマネジャーが1年に1回提出しているケアプラン指導点検(全ケアマネ毎年実施している市はない。) ○概ね3年に1回の実施指導(次の更新期間以内に最低1回実施と明記) ○地区別ケース検討会の8割以上の出席がないと資格更新の推薦が取れない 等、近隣と違って武蔵野市独自のルールによる業務があり、負担を感じて離職するケースもあります。これらについて見直しを図る計画はありますか。継続することによって、インセンティブが武蔵野市にあるとしたら、それをケアマネジャーにも分かるように説明していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>1)「ケアマネジャーアンケート調査」のとおり、武蔵野市においても介護支援専門員の高齢化が進んでおり、また、一人当たりの担当件数も増加傾向にあります。全国的にも、受験要件の厳格化(平成30年)以降の合格者数の減少等、担い手不足の状況です。市としては、介護支援専門員の業務負担軽減のため、ケアプランデータ連携システム等の活用推進に向けた検討や、研修のオンライン開催、制度・報酬改定時の解説等に取り組んでいます。また、人材確保については、就労時の支援として武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金事業を行っており、就労開始後の新任者に対しても新任研修やケアマネジャーガイドラインの提供等の支援を行っています。</p> <p>2)ケアマネジメントの質の確保・向上や居宅介護支援事業の適正な運営、介護支援専門員と関係機関の連携強化等を意図しており、市民に提供されるサービスの質の管理と向上を目的としています。1)の支援を継続しつつ、市として取り組めることを検討してまいります。</p>